

平成30年度第2回香芝市国民健康保険運営協議会 会議録要旨

1. 日 時	平成31年2月21日（木） 午後2時00分～午後3時00分
2. 場 所	保健センター3階 会議室
3. 出席者	出席委員 12名 欠席委員 2名 保険者 9名
4. 議 題	(1) 平成31年度予算（案）について (2) その他
5. 議事内容	<p>(1) 平成31年度予算（案）について</p> <p>質 疑 今年度下期の療養給付費支払状況が未確定となっているが、見込みの数字は資料のどこに掲載されているのか。</p> <p>回 答 平成30年度の実績をもとに今年度下期についても計上しており、平成31年度予算の療養諸費については合計額40億8,400万と積算した。</p> <p>質 疑 事業費納付金、保健事業費とはどういった性格のものか。</p> <p>回 答 事業費納付金は県が国保事業を行うために保険給付費を各市町村に交付する財源として市町村が納付するものであり、保健事業費については健康増進を図るため、健康診査、脳ドック、人間ドックの費用に充てられるものである。</p> <p>質 疑 昨年度と比較して退職にかかる給付費等が大きく減額になっているのはなぜか。</p> <p>回 答 退職被保険者制度がH26年に制度廃止になり、当時の対象者が年々減少しH31年度が最終年となる。今後は一般被保険者のみとなり、去年と比べて今年は大幅に給付費などが減少している。</p> <p>質 疑 H30年度 高額療養費の支払状況のなかで、10月の件数が前年度の3倍以上になっているがその要因はなにか。</p> <p>回 答 高額療養費の未申請者への勧奨を数年ぶりに実施したことによるものである。</p>

<p>質 疑 回 答</p>	<p>出産育児一時金のH30年度実績が前年度より少ないのはなぜか。 H28年度に制度改正があり、パート社員のかたの社会保険への加入要件が緩和され、国保の対象者が減少したためである。</p>
<p>(2)</p>	<p>その他</p>
<p>質 疑</p>	<p>健康保険料の定め方は、法律ではどのようになっているのか。税金の場合は標準税率などを政令等で定めておいて、条例で定めるとなっているが、健康保険の条例はどのようなシステムになっているのか。</p>
<p>回 答</p>	<p>国民健康保険法についていえば、基礎賦課限度額は、政令で61万円と定まっているが、法令の範囲で定めることとなっており、58万円に改正する。奈良県に納める納付金の算定の上限額が平成31年度については58万円となっていることから、本市の条例について54万円から58万円に改正するものである。</p>